

【注】 この判決要旨は、判決書ではなく、正確性よりも分かりやすさを優先して表記しています。判決の正確な内容については、判決書を御参照ください。

令和2年3月18日午後3時判決言渡 101号法廷 横浜地方裁判所第1民事部
平成30年（行ウ）第58号 就学通知処分取消等請求事件
裁判長裁判官 河村 浩 裁判官 三村 義幸 裁判官 鈴木 章太郎
原告ら 光菅和希, 光菅伸治, 光菅悦子
被告ら 神奈川県, 川崎市

判決要旨

1 主文（結論）

- (1) 原告らの各請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

2 事案の概要

本件は、小学校の特別支援学級への就学を求める原告和希（平成23年11月14日生まれ）並びにその両親である原告伸治及び原告悦子の3名が、被告県に対し、県教委において、平成30年3月26日付けで、原告らに対してした原告和希を就学させるべき学校として神奈川県立麻生養護学校を指定して通知した処分（本件就学通知）が違法である旨主張して、当該処分の取消しを求めるとともに、被告市に対し、市教委において、原告らに、原告和希を就学させるべき学校として東生田小学校又は原告和希の住所を通学区域とする菅生小学校を指定するよう求める非申請型の義務付けの訴えである。

3 被告県に対する本件就学通知の取消しの訴えについて

(1) 手続上の適法要件について

県教委は、平成30年3月26日付けで、本件就学通知をしたところ、学校教育法施行令14条1項が定める時期的制限（同年1月末まで）を遵守することができなかったが、それは、原告父母の意向を踏まえた合意形成のための手続を尽くすのに時間を要したためであり、上記の期間不遵守は、やむを得ない理由があるから、本件就学通知の手続的瑕疵とはならない。

(2) 実体上の適法要件について

市教委は、専門家の意見を聴いた上で、施行令5条1項（認定特別支援学校就学者の要件を定める規定）に関する事情を総合判断した結果として、原告和希の就学すべき学校を特別支援学校が適当であると判断したが、インクルーシブ教育は、特別支援学校での教育

を排除するものではなく、また、これは、施行令5条1項の要件を充たすものであるから、不合理ではなく、上記市教委の判断を承認した県教委の判断もまた不合理ではない。原告らは、施行令5条1項所定の事項のうち、本人・保護者の意向が最も重要な要素であり、これに市教委の判断が拘束される旨主張するが、施行令18条の2は、保護者の意見だけでなく、専門家の意見の聴取も求めているのであるから、原告らの主張は、施行令の解釈として採用することができない。

(3) 本件就学通知に関する裁量権の逸脱又は濫用について

市教委は、主治医の診断書の提出や幼稚園に対する聴取を待たないで原告和希の就学すべき学校を指定し、県教委も、同様に本件就学通知をしているが、原告和希の障害の状態の重要な点の把握に誤りがないから、上記の点は、本件就学通知に至る判断過程の瑕疵を基礎付けるものでも、障害者に対する合理的配慮を欠くものでもない。

また、被告市において、医療的ケア支援事業において、人工呼吸器使用児を適用対象外とする運用をしているが、その適用範囲については、被告市の合理的裁量に委ねられているところ、被告市において、これまで人工呼吸器使用児を小学校において受け入れた例がないこと等に照らすと、上記の運用が、障害者に対する合理的配慮を欠く不合理な差別であるとまではいえない。

そして、市教委の就学先指定に関する判断は、前記のとおり、施行令5条1項の要件を充たすものであり、その判断は、原告和希の教育的ニーズに合致し、原告和希の安全な学習の場を提供するものであるから、その内容が社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くものとは認められないし、そのことを承認した県教委の判断にも不合理な点はない。

したがって、本件就学通知は、その手続上及び実体上の適法要件を充足し、その判断に裁量権の逸脱又は濫用の違法があるとは認められないから、本件就学通知の取消しを求める本件取消しの訴えは、理由がない。

4 被告市に対する小学校指定の義務付けの訴えについて

以上の説示に加えて、本件就学通知後、本件口頭弁論終結時までの状況、すなわち、原告和希の障害の状態、原告和希の学習状況、東生田小学校及び菅生小学校の状況、全国の人工呼吸器使用児の通学及びこれに対する支援の状況に鑑みても、現時点において、市教委が原告和希の就学すべき学校を小学校と指定すべきことが明らかであるとも、そのことが裁量権の逸脱又は濫用に当たるともいえないから、本件義務付けの訴えは、理由がない。

以上